

第2回 滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）中間評価検討会の結果概要について

1. 開催概要

- ・ 日時：平成30年3月5日（月）10:00-12:00
- ・ 場所：滋賀県庁本館4-A会議室
- ・ 出席者： [委員] 深尾座長、上森委員、カルロス委員、島田委員、野口委員、長谷川委員
[県] 西川観光交流局長、上山国際室長、ほか国際室職員

2. 議事

(1) 多文化共生推進プラン（改定版）中間評価（案）について

3. 主な意見（文責：滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室）

【1. こころが通じるコミュニケーション支援】

(1) 地域における情報の多言語化

- ・ 生活情報は豊富にあるものの、仕事のうえで必要な情報の需要が今後増すと思う。労働のトラブル、社会労災保険、交通事故など、そのような情報をワンストップに提供できる仕組みがあれば。
- ・ 永住権や帰化申請ができるのに、それを身近に相談できる人がいない。
- ・ 市役所に行けば外国語で通訳してくれる相談員がいるのは安心できる。すごく親切にしてくれていると感じる。
- ・ 滋賀県にはものすごく素晴らしい観光地がたくさんあるのに、在住外国人が訪れても写真しか撮っていない。この重要文化財はいつ建てられたのかなど、その歴史や文化が在住外国人にもわかるようになればすごくよいと思う。観光ウェブサイトにアクセスしても、ポルトガル語は自動翻訳をしないとわからない。自動翻訳では検索も引っかけられない。
- ・ 既に在住者向けに作られている、ゴミの捨て方などの情報提供は、外国人観光客にも活用できるのではないか。
- ・ 自治会の回覧板が、会社寮に住んでいる人たちにはまわってこない。そうすると地域の情報がわからなくなる。みんなに対して情報発信できるツールがない。災害にしてもシンプルにまとめられるページがあるとよい。
- ・ 多言語の情報発信における最大の問題は手間だが、ここはコミュニティの力を借りていくことが重要。携わってくれた方は自身で情報発信してくれる。役所や病院といったところの多言語化は、引き続き取り組む必要がある。
- ・ 多言語情報提供は続けていくことが大事。

- ・ 多言語化するなどして多くの情報をつくるという入口の議論と、情報を一元化して発信するという出口の議論の2つがあり、このテーマについては分けて整理する必要がある。

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・ 日本語教育がボランティア頼みになっている現状が気になる。ボランティアしている人たちのモチベーションを高め、人材が定着していくようなことを考えないといけない。
- ・ 日本語教室は夜に開講しないと、平日仕事している生徒は集まらない。また一度休むと教室についていけなくなり辞めていく者もいる。
- ・ 一度二度休んでもまた通える、さっと溶け込めるような日本語教室をつくる必要がある。難しいが、できないことではないと思う。
- ・ 企業やプロが地域の日本語教育に関わる仕組みづくりは重要だが、一方プロとして日本語学校で教えている方は地域に関わる機会が少ないのが課題である。
- ・ 外国人労働者を受け入れている企業からの日本語教室開設の要望については問い合わせが多いが、そういったものはボランティアが担うようなものではなく、到達目標含めプロの方に携わっていただくのがよいと思う。一方で、地域ではボランティアに活躍していただき、地域全体で日本語教育の重要性や敷居を低くする取り組みも必要である。
- ・ 日本語教育は多様性を確保することが重要。地域でできることは地域で、企業でできることは企業でという整理を行わないと、外国人住民はどの日本語教室へ通えばよいのかわからなくなり、その結果ミスマッチが起きることになる。

【2. 安心して暮らせる生活支援】

(1) 安心して働ける・暮らせる環境の整備

- ・ 就労と住居は生きるうえでの基本。在留外国人の就労については、労災など深刻な問題がある。そのようなセクションの設置は必要に思う。
- ・ 労働者が「IT のエンジニアになりたい」と思えるなど、職業の可能性を広げられるような教育があればよいと思う。

(2) 教育環境の整備

- ・ 外国人学校の体験プログラム参加は、滋賀のことを知ってもらうよい機会なので、継続していくとよい。
- ・ 外国人学校に通う子どもに、地域ぐるみで地域の良さを伝える取り組みが重要になると思う。
- ・ 地域で外国人学校のことを知ってもらえる機会として、外国人学校と日本の学校との交流がないのは勿体無いと感じている。
- ・ 学校教育だけでは学べないことが多い。日本の社会・文化を学んだ上に教育はある。だから外国人学校や公立学校に通う外国ルーツの子供が、日本の文化に触れることのできるような機会づくりが必要ではないか。

- ・ 国際理解教育について、出前講座の成果は大きい。しかし一方的な派遣ではなく、先生自らが国際理解教育を行う場を与えてあげることも必要だと思う。

(3)安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ・ 医療では相談に行く場所が見つかりにくい。重大な病気が見つかり母国へ帰ろうと思う外国人が多い。
- ・ スマートフォンやタブレットのアプリを通じて同時通訳のできるサービスがあるが、医療などの現場で置いてもらえるような展開が滋賀県でも起こせないか考えている。
- ・ 福祉になると相談窓口だけでなく出張での対応も必要になるが、対応できる専門家が少なく、身に迫った必要性を感じる。

(4)災害時への対応

- ・ 滋賀県は災害対応では頑張っているほうだと思うが、もう少しこの動きが日本人に波及すればよいと思う。

(5)生活安全における支援の充実

- ・ 生活安全や交通安全の周知活動は、観光事業者にも広がってほしい。民泊を利用している外国人たちに対しても防犯や交通ルールを知ってもらいたい。

【3. 活力ある多文化共生の地域づくり】

- ・ そこで暮らしている外国人が住んでよかったと思える地域に、観光してもらえるような取り組みができれば。多文化共生の理解のない地域に観光客は来ない。「住んでよし」と「訪れてよし」は密接にリンクする考えだと思う。
- ・ 多文化共生推進に取り組んでいる企業どうしでグループをつくったり、評価・表彰する仕組みを設けてはどうか。外国人住民における労働者の割合が高いなか、企業の努力なしでは外国人住民の社会参画や多文化共生の地域づくりは進まない。
- ・ 企業だけでなく、自治会での活動や行事などにスポットライトを当てるなどして、地域レベルでの取り組みを取り上げることも有効では。
- ・ 地域福祉の取り組みとして、外国人もお年寄りも子どもも一緒に集うような場がある。外国人を特別視するのではない、包括的な居場所づくりは、地域全体で進めることができる。
- ・ 外国人コミュニティのグループを全県的に作ってほしい。あくまでコミュニティは住民側でつくってもらいたい。そういったコミュニティと首長とが直接対話できる機会を設けることで、多文化共生の政策形成に繋がることできる。地域単位でつくるのもよいし、将来的には企業や教育分野の人にも加わってもらえるとよいと思う。
- ・ 計画されたものに対して参加するのではなく、どのように自発的に参画してもらえることが大事だと思う。

- ・ 外国人コミュニティが増えると、日本人もいろんな接点をつくることができる。
- ・ 自助組織は重要だが、それだけではうまくいかない。様々な団体と接するような機会づくりが共生につながる。

【総括】

- ・ 改定プラン策定から現在に至るまで、短い期間のなかでも大きな社会情勢の変化があった。技能実習法ができたとか、そのようなことを記載してはどうか。また「計画終期に向けて取り組むべき事項」のなかに、「日本語学習機会の拡大」や「やさしい日本語の広がり」といったことも、どこか盛り込んでほしい。
- ・ 「計画終期に向けて取り組むべき事項」のなかで「企業・商工会・自治会」という記載があるが、「企業・団体・自治会など」という表現にしてはどうか。

【最後に】

- ・ 行政の皆さんが取り組んでいることは素晴らしいことだと思う。いま課題だと思っているのは情報発信。どのようにみんなに届けるかを一緒に考えたい。
- ・ 日本社会が変化しつつあり外国人の国籍や背景も多様化しているなかで、多文化共生施策がどこまでついていけるかは心配。掲げた施策について、短期間でできること、長期間かけて取り組むことを整理することが必要だと思う。
- ・ 2年ほど前から在住外国人が増加に転じていることと、また10年前とは状況が異なっていることを踏まえると、いまの滋賀県多文化共生推進プランは大変重要なものだと思う。今後はさらに各地域にいるステークホルダーが結びつく取り組みが必要であり、国際交流協会や外国人住民に携わる人たちだけの問題ではないことを、県民全員が共有できるようにするとよいと思う。
- ・ 多文化共生が面白いと思えるのは、外国人住民との関わりがあるからだと思う。多文化共生に閉鎖的なところに対して、日本人も外国人も参画しあえるような場をつくるなど行動していきたい。
- ・ 企業や他の地域の声も聞くことができ、自分の地域でも一緒にできることがあるなど感じた。国籍や文化に関係なく、隣で困っている人と気持ちを共有しあえる、そのような人づくりがいちばん大事だと思う。
- ・ 評価の場であるから、厳しい面も指摘した。しかし多文化共生の根本は「明るい未来」だと思う。それを訴えていかないと多文化共生は負担だけが増える施策になってしまう。総括にもその未来を見据える点を入れてはどうか。

4. その他

以上のことを踏まえた中間評価については、事務局と座長とで協議のうえ、決定するものとした。